

同行援護のサービス提供責任者の 資格要件の改正について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

同行援護従業者養成研修について

現 状

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。
同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

【同行援護従業者養成研修】

- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 社会保障審議会障害者部会（第136回（R5.6.23））におけるご議論を踏まえ、令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

同行援護従業者養成研修カリキュラム

【一般課程】		
現 行		
区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
	合計	20
演習	基本技能	4
	応用技能	4

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
	合計	12

【一般課程】				
令和7年4月より実施				
区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者	
			免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
	代筆・代読②	0.5	○	0
演習	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

同行援護のサービス提供責任者について

現状及び課題

- サービス提供責任者は、同行援護計画の作成、同行援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っている。その要件は以下のとおり。

【指定同行援護事業所のサービス提供責任者の要件】

次の（１）又は（２）の要件を満たすもの

（１）次の①及び②の要件を満たすもの

①次のアからオのいずれかの要件に該当するもの

ア 介護福祉士

イ 実務者研修を修了した者

ウ（旧）介護職員基礎研修を修了した者

エ（旧）居宅介護従業者養成研修（１級課程）を修了した者

オ 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって３年以上介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（２）国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

- 一方で、同行援護事業者等からは、
 - ・ 同行援護のサービス提供責任者がやむを得ない事由により欠如した場合、介護福祉士等の人材確保が困難なことから代替職員を確保できず、サービス提供の継続が難しい
 - ・ 同行援護従業者養成研修の一般課程を修了して同行援護に従事している者は、視覚障害者・児に対する外出支援を専門に行っており、このうち同行援護の支援に一定の経験を積んだ者については十分な支援技術があると考えられ、介護福祉士等の資格と同様、応用課程の研修を受けることにより、サービス提供責任者としての業務が遂行できるのではないかと
といった声がある。

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

対応（案）

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

② 同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現 行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）

同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務3年



同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

(参考) 現行の訪問系サービスの従業者及びサービス提供責任者の主な要件

(○:所定単位 △:減算)

		居宅介護		重度訪問介護		同行援護		行動援護	
		従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責	従業者	サ責
①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③廃止前の居宅介護従業者養成研修(旧1級ヘルパー)		○	○	○	○	○ (実務1年)	○ (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
④居宅介護職員初任者研修課程修了者(旧2級ヘルパー) ⑤介護職員初任者研修課程修了者		○	×	○	○ (実務3年)	○ (実務1年)	○ (実務3年) (+⑩)	○ (実務2年) (※5)	○ (実務5年) (※5)
⑥障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧3級ヘルパー)		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	×	×
⑦重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○ (※1)	×	○	△ (※4)	×	×	×	×
⑧生活援助従事者研修課程修了者		○ (※2)	×	×	×	×	×	×	×
同行援護従業者 養成研修	⑨一般課程修了者	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑩応用課程修了者	×	×	×	×	○ (+①～⑤のいずれか)	○ (+①～⑤のいずれか)	×	×
⑪盲ろう者向け通訳・介助員養成研修課程修了者		×	×	×	×	○ (※5)	×	×	×
⑫行動援護従業者養成研修課程修了者		×	×	○	△ (※4)	×	×	○ (実務1年)	○ (実務3年)
⑬居宅介護等事業従事経験者		○ (減算)	×	○	△ (※4)	○ (実務1年) (減算)	×	○ (実務2年) (※5)	×
⑭視覚障害者外出介護研修修了者等		○ (減算) (※3)	×	×	×	○ (実務1年)	×	×	×

※1 報酬算定されるには直接処遇経験が必要。重度訪問介護の報酬単位が適用される。

※2 報酬算定は、家事援助及び通院等介助(身体介護を伴わない)に限る。

※3 報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4 やむを得ない場合に、相当の知識と経験を有する者のみ認められる。

※5 令和9年3月末までの経過措置として認められる従業者要件。

※6 この他、重度障害者等包括支援は、従業者要件はなく、サービス提供責任者の要件として「相談支援専門員＋重度障害者等包括支援対象者の支援の実務経験3年」を課している。

(参考) 訪問系サービスの資格別の従業者の人員配置の状況

同行援護従業者は、介護福祉士 51.7%、初任者研修修了者 20.3%、同行援護従業者養成研修修了者 14.9% などとなっている。

	居宅介護事業		重度訪問介護事業		同行援護事業		行動援護事業	
	総数（人）	割合	総数（人）	割合	総数（人）	割合	総数（人）	割合
総 数	124,697	100.0%	43,284	100.0%	24,795	100.0%	9,313	100.0%
介護福祉士	69,132	55.4%	22,132	51.1%	12,815	51.7%	4,346	46.7%
実務者研修修了者	10,337	8.3%	4,006	9.3%	1,498	6.0%	672	7.2%
旧介護職員基礎研修課程修了者	1,390	1.1%	383	0.9%	219	0.9%	64	0.7%
旧ホームヘルパー 1 級研修課程修了者	2,411	1.9%	718	1.7%	476	1.9%	140	1.5%
初任者研修修了者 (旧ホームヘルパー 2 級研修課程修了者含む)	35,417	28.4%	11,578	26.7%	5,037	20.3%	2,208	23.7%
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧ホームヘルパー 3 級研修課程修了者含む)	250	0.2%	160	0.4%	100	0.4%	73	0.8%
重度訪問介護従業者養成研修修了者	—	—	2,446	5.7%	—	—	—	—
同行援護従業者養成研修修了者	—	—	—	—	3,691	14.9%	—	—
行動援護従業者養成研修修了者	—	—	—	—	—	—	1,510	16.2%
その他の職員	5,760	4.6%	1,861	4.3%	959	3.9%	300	3.2%

出典：令和 4 年社会福祉施設等調査（令和 4 年 1 0 月 1 日時点）

（注）令和 4 年 9 月中に利用者がいた事業所の従事者数（常勤換算従業者数）

（参考）訪問系サービス１事業所当たりの人員配置の状況

サービス提供責任者は、居宅介護が0.78人、重度訪問介護が0.87人、行動援護が0.74人、同行援護が0.66人となっている。

○ 1事業所当たりの常勤換算従業者数

（単位：人）

	居宅介護			重度訪問介護		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
1 施設長・管理者	0.34	0.00	0.34	0.41	0.00	0.42
2 サービス提供責任者	0.74	0.04	0.78	0.84	0.03	0.87
3 ホームヘルパー	0.95	0.90	1.86	1.17	1.23	2.40
合計	2.03	0.95	2.98	2.42	1.27	3.69
客体数	452			441		

（単位：人）

	行動援護			同行援護		
	常勤	非常勤	合計	常勤	非常勤	合計
1 施設長・管理者	0.36	0.01	0.36	0.28	0.00	0.28
2 サービス提供責任者	0.73	0.01	0.74	0.62	0.04	0.66
3 ホームヘルパー	0.94	0.66	1.60	0.47	0.74	1.21
合計	2.02	0.68	2.70	1.37	0.78	2.15
客体数	334			400		

出典：令和5年障害福祉サービス等経営実態調査（令和4年10月時点）

（注）職員が複数サービスを兼務している場合、職員数はサービス従事時間により按分して計上しているため、職員数は1を下回ることがある。